

身体拘束等の適正化指針

社会福祉法人 札肢会

(はじめに)

第1条 身体拘束適正化に関する当施設の基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設の考え方として行動を制限する目的で実施するすべての行為を「拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に務めます。

第2条 身体拘束適正化に向けての取り組み

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では身体拘束の廃止に向けて、身体拘束適正委員会を設置します。

(2) 身体拘束適正化委員会の構成と役割

・委員会メンバーは次のとおりとする

各部署より1名選出（役職者・事務・愛らんど・あゆ夢・らいと）し任期は1年とする
施設長は最終的な意思決定を行う役割を担います

・役割

身体拘束の廃止に向け現状把握と改善に努めます。

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、手続き、解除の検討を行います。

身体拘束適正化に関する職員への周知と研修企画、運営を行います

虐待委員会や各セクションのインシデント委員会と連携します。

職員研修は年2回実施します。

(3) 委員会の開催

委員会の開催は年2回定期的に開催します。ただし必要時は随時開催します。

生命の保護等の観点から緊急に身体拘束を実施する必要が生じた場合は、委員会の開催を待たず、各委員会の意見を聴取したうえ施設長が可否を判断し、すみやかに委員会で再検討します。

第3条 身体拘束適正化のための日常的支援の方針

日常的に身体拘束を生じさせないために以下のことに取り組みます

・利用者主体の言動・尊重ある生活に務めます。

・利用者の思いをくみ取り、意志に添った支援を行います

第4条 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 身体拘束を行う場合について

万が一生命の危機や安全確保を優先する必要がある場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。

拘束をしないとリスクが高い、切迫性、非代替性、一時性の例外三要素のすべてを満たした場合のみ本人または、家族への説明同意を得て行います。拘束を行った場合は、早期に解除すべく努力します。

*参考

- ①切迫性 利用者本人またはほか利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと
- ③一時性 身体拘束及びその他行動制限が位置的なものであること

(2) 身体拘束を行う場合の手順

- ・カンファレンスの実施
- ・利用者、または家族に対しての説明
- ・承諾書へ記入（態様、時間、心身の状況、理由）
- ・拘束解除の目安

第5条 閲覧

本指針は、利用者及びその家族等の求めに応じていつでも閲覧することができます。また、身体拘束に関する記録については、対象利用者またはそのご家族から請求があれば開示します。